

第1章 総則

笠岡市議会基本条例・笠岡市議会議員

政治倫理条例が制定されました。

笠岡市議会では、市民参加による開かれた市議会を推進し、市議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のために全労を挙げて市民の信託に応えることを誓い、全議員の総意により、議会基本条例、政治倫理条例を制定しようと取り組んできました。

平成23年9月定例市議会最終日の10月3日、議会基本条例特別委員会から、この2つの条例案を上程し、全会一致で可決・成立しました。

ここにその全文を市民の皆様にお知らせします。

笠岡市議会基本条例

地方議会は、市民から選挙で選ばれた議員と市長とで構成された二元代表制のもと、地方自治体の事務執行の監視及び評価並びに立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

地方分権の進展に伴い、地方自治の権限が拡大している中で、地方自治の本旨に基づき、生活者の視点に立つ市政の確立が求められている。

議会は、合議制機関として、主権者である市民の意思を市政に的確に反映させるために活発な議論を行い、笠岡市として最良の意思決定を行う使命が課せられている。

ここに議会は、市民の参加及び開かれた議会を推進し、議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のため全力を挙げて市民の信託に応えることを誓い、全議員の総意により、この条例を制定する。

【解説】

前文では、まず、いずれも住民の直接選挙により選ばれた議員と市長とが、それぞれ独立の立場において選出され、市議会の運営に相互に牽制し、その均衡と調和の上に地方自治体が運営されるという「二元代表制」の下で、地方議会が、法により付与された権能を十分に活用しながら、首長とともに地方自治の本来の趣旨を実現するものであることを確認しています。

次に、地方分権の進展に伴い、議事機関としての議会に課せられた使命がどのようなものとなっているかを明らかにしています。前文のむすびでは、笠岡市議会が、全力を挙げて市民の信託に応えることを誓い、全議員の総意で、この議会基本条例を制定することを宣言しています。

【解説】 第1条には、この条例の目的を定めています。住民自治とは、地域において行わなければならないことを意味し、地方自治における民主主義の要請であるともいえます。しかし、すべての住民が意思決定に参加することは、多くの時間や費用がかかるため、その解消のために代議制という仕組になっています。議会及び議員が、主権者である市民の信託に応えるように、議会運営に必要な基本的事項を定め、公正な議論を尽くし、市民の意思が的確に反映した市政の実現を目指すことを根本的と考えています。

な基本的事項を定め、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

（目的） 第1条 この条例は、住民自治の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の信託に応えられる議会運営の実現を図るとともに、地方自治の本旨に基づき公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念） 第2条 議会は、市政における意思決定機関として、市民の意思を的確に市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、住民自治の確立及び自立した地方政府の実現を目指す。

【解説】 第2条には、基本理念を定めています。市議会が、市の意思を決定する機関として公平かつ公正な議論を尽くし、市民の意思が的確に反映した市政の実現を目指すことを根本的と考えています。

地方自治法における用語では、都道府県及び市町村は「普通地方公共団体」とされていますが、この条例においては、「地方自治体」を使用しています。